

第 1 回飯綱町都市計画審議会 議事録

審議会の名称	第 1 回飯綱町都市計画審議会
開催日時	平成 26 年 9 月 12 日金曜日 午後 3 時 5 分
開催場所	飯綱福祉センター 3 階 大会議室
出席委員	渋沢清委員、小池廣美委員、小柳功委員、村上今朝男委員、若林俊昭委員、黒柳徳男委員、滝澤勝一委員、土倉武幸委員、高野泰治委員、大川久江委員、宮本久子委員、小林さち江委員、松木政夫委員、寺島渉委員、清水満委員、原田征夫委員、塚田實委員
欠席委員	青山弘委員 浅岡義樹委員、松澤伸保委員
町出席者	山科建設水道課長、高橋管理計画係長、和田管理計画係主幹、井澤管理計画係主査
担当課 (連絡先)	建設水道課管理計画係

【1. 開会】

●**山科課長** 皆様ご苦勞様でございます。若干お見えになっていない方もおりますが、定刻を過ぎましたので始めさせていただきたいと思ひます。

この度は飯綱町都市計画審議会委員への委嘱について、ご快諾を賜り誠にありがとうございました。また、本日は、飯綱町都市計画審議会の開催をお願いしましたところ、委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらず、ご出席を頂きまして重ねて御礼を申し上げます。

申し遅れましたが、私、当審議会の幹事、事務局を仰せつかっております建設水道課長の山科と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立についてご報告申し上げます。

飯綱町都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご過半数の出席により会議が成立することとなっております。

本日は、委員20名中、現在16名の出席を頂き、過半数に達しておりますので、審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、青山委員さんにおかれましては本日、欠席の連絡をいただいております。また、浅岡委員さんにつきましては会議に遅れるという連絡をいただいておりますのでご了承をお願いします。

ここで、本日の会議資料等につきまして確認させていただきます。事前にお送りいたしました本日の会議資料についてご持参いただいておりますでしょうか。お手元にご用意いただきたいと思います。

はじめに、本日お手元にお配りしました委嘱状でございます。続いて先にお送りしました資料として会議次第と資料1、2をとじたもの、A4版の一枚もので議案第1号「牟礼都市計画区域の変更に係る町基本方針」、A4版でとじた資料3、4、5、A3版1枚もので資料6、あと資料の説明等はありませんが、会議の参考資料としまして、A4版で参考資料1、参考資料2、最後に冊子で三水地区都市計画現況調査報告書の以上でございますがご確認をお願いしたいと思います。不足等ございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

では、はじめに、飯綱町長峯村勝盛よりごあいさつ申し上げます。

【2. あいさつ】

●**峯村町長** どうも皆様こんにちは。本日は会議等が8つ予定されておまして、今4つ目が始まるとうとしておりますけども、遅れてきまして申し訳なく思っております。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、都市計画法に基づく区域の指定についてでございます。これについては合併の時に、旧牟礼村は都市計画を施行しておったのですが、三水地区は都市計画をしていなかったということで、やはり同じ飯綱町の行政の中で統一していくことがよろしいだろうという話の中で、今日まで進めてきているわけでございますが、どちらかという大変事務が遅れ気味で恐縮に思っております。

今日はいわゆる長野市等で行っている都市計画税をお願いしたり、それに基づいて駅前開発がすすめられたり、市街化区域、市街化調整区域の指定があったり等々の都市計画をやろうというほど

の予定はないという点も、これから徐々にご説明させていただきます。

飯綱町でこれからやろうとしている都市計画は、どんな目的で、どんなことを制約させていただくのか、どんな点でご理解をいただきたいのかということについて、是非ひとつご理解をいただいて、ご賛同いただきたい、ご協力いただきたいと思っております。

大変お忙しい時期ではございますけれども皆様のご協力に感謝申し上げてご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【3. 委嘱状交付】

●山科課長 有難うございました。それでは続きまして委嘱状の交付を行います。

皆様のお手元には先ほどご確認いただいたとおり既に委嘱状を申し上げてございます。本来なら委員さんそれぞれに委嘱状の交付をさせていただくところではございますが、時間の都合もありますので、大変恐縮ではございますが名簿番号1番の渋沢清様に皆様を代表して交付させていただきたいと思っておりますがご了解いただきたいと思っております。

それでは、町長が席に参りますので渋沢清様にはその場でお受けとりいただければと思います。よろしく願いいたします。

〈委嘱状交付〉

●山科課長 有難うございました。委員の皆様の任期につきましては、平成29年9月11日までの3年間ということとなります。その間、定期的な開催は予定しておりませんが、都市計画に関する事案について必要に応じて審議会を開催しご審議をいただく形となります。今回の都市計画区域の変更に関する事案につきましては、今のところ、この1年のうちにあと2、3回の開催することを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

【4. 委員紹介】

●山科課長 続きまして、4. 委員紹介でございますが、次第をおめぐりいただき、資料1をご覧くださいと思います。ここに委員名簿が載せてございますが、この名簿順に、委員の皆様をこちらからご紹介させていただきます。大変恐縮でございますが名簿順にお名前を申し上げますので、その場でご起立をお願いいたします。

では、条例に定めるところの識見を有する者といたしまして
区長組長会代表であり倉井区長の渋沢清様でございます。

つづきまして、区長組長会副代表であり高坂区長の小池廣美様でございます。

つづきまして、区長組長会副代表であり普光寺区長の小柳功様でございます。

つづきまして、区長組長会副代表であり芋川区長の村上今朝男様でございます。

つづきまして、区長組長会副代表であり赤東区長の若林俊昭様でございます。

つづきまして、飯綱町農業委員会、会長の黒柳徳男様でございます。

つづきまして、飯綱町商工会、会長の滝澤勝一様でございます。

つづきまして、本日欠席でございますが飯綱町消防団、団長の青山弘様でございます。

つづきまして、本日若干遅れるという連絡をいただいております。JA ながの飯綱支所、支所長の浅岡義樹様でございます。

つづきまして、長野県建築士会を代表しまして長野支部の土倉武幸様でございます。

つづきまして、土地家屋調査士の高野泰治様でございます。

つづきまして、飯綱町民生児童委員会、副会長の大川久江様でございます。

つづきまして、飯綱町社会福祉協議会、理事の宮本久子様でございます。

つづきまして、女性団体、飯綱女性会議を代表しまして小林さち江様でございます。

つづきまして、鳥居川消防署、署長の松木政夫様でございます。

つづきまして、まだお見えになっておりませんが、飯綱町交番、所長の松澤伸保様でございます。申し訳ありませんが、ここで資料の訂正ですが所長の「署」の字が間違っております。「所」という字に訂正をお願いいたします。

つづきまして、条例に定めるところの議会議員といたしまして飯綱町議会議長の寺島渉様でございます。

つづきまして、町議会副議長の清水満様でございます。若干遅れてくるというご連絡をいただいております。

つづきまして、町議会総務産業常任委員長の原田征夫様でございます。

つづきまして、町議会福祉文教常任委員長の塚田實様でございます。

以上 20 名の委員の皆様でございます。よろしくをお願いいたします。

あと事務局でございますが、自己紹介させていただきます。

あらためまして当審議会の幹事、建設水道課長の山科でございます。よろしくをお願いいたします。

●高橋係長 建設水道課管理計画係長の高橋でございます。よろしくをお願いいたします。

●和田主幹 建設水道課管理計画係の和田でございます。よろしくをお願いいたします。

●井澤主査 建設水道課管理計画係の井澤でございます。よろしくをお願いいたします。

●山科課長 以上の 4 名ですがよろしくをお願いいたします。ここで誠に申し訳ございませんが、町長が別の公務があるため退席させていただきます。お許しいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

<町長退席>

【5. 審議会の組織、議事運営等について】

●山科課長 つづきまして「5. 審議会の組織、議事運営等について」に移らせていただきます。

今回、第 1 回目の審議会でございますので、議事に入る前に、組織、議事運営等について関係例規に基づきまして、私からご説明させていただきます。長くなりますので着座で説明させていただきます。

次第のレジュメ 2 枚おめくりいただきまして資料 2 をご覧いただきたいと思っております。

まず「飯綱町都市計画審議会条例」でございますが、この当審議会につきましては、第 1 条 2 条にありますとおり都市計画法に基づいて設置されるもので、法によりその権限に属せられた事項及

び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するとされています。今回の開催につきましては牟礼都市計画区域の変更、つまり三水地区を都市計画区域にするということに関わる町の基本方針について、町長の諮問により審議をお願いするところでございます。

第3条では組織として、委員は識見を有する者及び議会の議員について町長が任命することとされており、20名以内で組織することとなっております。

今回の委嘱については、先ほどご紹介させていただきましたとおり、識見を有する者及び議会の議員により定数最大となります20名の委員さんを委嘱させていただきました。任期は3年間ということで、任期中、12月で改選される区長との関係ですとか、人事異動等いろいろあるかと思いますが、後任の方の任期につきましては飯綱町都市計画審議会条例第3条第4項により前任者の残任期間とさせていただく形となっております。

第4条では臨時委員及び専門委員の任命について記載しておりますけれども、今回の審議会では、地域区分の設定、用途地域の指定等、都市施設の設置等、特別、専門的事項の審議を予定しておりませんので、それについては置いておりません。

続いて第5条、審議会長についてでございますが、会長は識見を有する者につき任命された委員から選挙により定めるとされております。また、会長に事故がある時などについては、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するとされております。これらについては、この後の会議事項の中でお決めいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて第6条、議事に関してですが、審議会は、委員及び議案に係りのある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとしております。第2項では議事は、出席した委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされておりますのでよろしくお願いいたします。

第7条以降につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、裏面の「飯綱町都市計画審議会運営規則」をご覧くださいと思います。

まず第2条の会議の招集に関してですが、「会議は、会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上から付議すべき事項を示して、請求があったときに、会長がこれを招集する。としております。また第2項では、招集は、会議の招集する日の少なくとも3日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を明記した書面をもって、委員及び議事に係りのある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。」としております、事務局としましては、委員さんのご都合もある中で、開催の通知、資料等については、できるだけ早くお送りできるよう努めたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

つづきまして第3条の欠席の申出というところですが、「委員はやむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。」とされておまして、会議の出席については、会議の成立にもかかわるところでもございますので、やむを得ず欠席される場合は必ず事務局にご連絡をお願いいたします。

次に第4条の議長でございますが「会議の議長は、会長が当たるものとする」とされておりますので会長になられた方はよろしくお願いいたします。

次に第5条として委員等以外の者の出席でございますが「会長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる」としてお

ります。審議事項の内容によっては必要に応じまして、専門家、県職員、コンサル等出席をお願いすることもありますのであらかじめご了承くださいと思います。

次に第6条として議事録についてですが「審議会の議事録は、議長の指名する出席委員2人が署名のうえ保管しなければならない」としております。署名人につきましてはこの後の会議事項の中で会長が決まりましたら指名をしていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、資料等は用意してございませんが、議事録、会議内容の公開の関係につきましては、「法令又は条例に特別の定めがあるものを除き原則公開するというように町で指針を定めておりますので、この指針に基づき公開したいと考えています。

議事録につきましては音声データをもとにこちらで作成しまして、事前に各委員さんにご確認いただいて、その後にホームページで公開させていただきたいと考えておりますので何卒ご理解ご了承をお願いいたします。

また、会議の公開非公開の決定については委員会に諮って決定することとされております。基本的に傍聴者が来るということは想定しておりませんが、仮に希望があった場合、公開できないという明確な理由は特にないかと思いますが、この後の会議事項の中で、公開非公開について決定をいただければと思います。

第7条以降については記載のとおりです。審議会運営規則についての説明は以上でございます。

あと、今の条例、規則には記載がございませんでしたが、委員の皆様への報酬についてでございますが、「飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」というものがございまして、その第1条に基づきまして、1日7,000円、半日4,000円をお支払いいたします。会議を開催した翌月中には、今回提出をお願いしました振込指示書にもとづきまして入金させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

ただ今の説明の中でご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

●**寺島委員** 委員の名簿について、8番の青山さんは消防団長となっておりますが、現消防団長ということであれば上野さんになると思いますが、この辺について確認をしたほうが良いと思います。

●**山科課長** 今回、消防団長ということでお話ししまして青山さんに受けていただいたのですが、確認させていただきます。

●**高橋係長** 確認したところ、平成28年3月まで消防団長は青山さんです。

●**寺島委員** わかりました。

●**山科課長** 他に質問等ございませんでしょうか。なければ次に進めたいと思いますよろしいでしょうか。

無いようですので次に進めたいと思います。

【6. 会議事項】

〔(1)会長選出〕

●**山科課長** それでは「6. 会議事項」に入りたいと思います。会議の議長は、会長が当たるものとされておりまして今回第1回目ということでありましてので会長が選出されるまでは私が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

はじめに(1)会長選出ということをお願いをしたいと思います。

審議会条例第5条で「識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める」となっておりますので、町議会議員の委員さん以外の16名の委員さんの中で会長の選出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、選挙ということでございますので会長に立候補される方がおられましたら挙手をお願いしたいと思います。

〈立候補なし〉

おられないようでございます。それでは選出方法等についてご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

●**黒柳委員** 事務局の方で案があればお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

●**山科課長** ただ今、黒柳委員さんの方から事務局で案を持っていないかというご意見をいただきました。私どもの案でよろしければ発表したいと思います、そういうことでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

それではご異議無しということで、会長には区長組長会代表ということをお願いしてございます。渋沢清様をお願いしたいと考えておりますが、よろしければ拍手をもってご了承いただければと思います。

〈全員拍手〉

ありがとうございます。全員の拍手をいただいたということで、会長は渋沢清様をお願いしたいと思います。それでは渋沢様には会長席にご移動をいただき会議を進めていただきますようお願いいたします。

●**渋沢会長** ただ今、お決めいただきました渋沢でございます。区長会の回り番で会長ということでやらせていただく中でのあて職ということでございます。皆様のご協力をいただきまして進めたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

[(2)会長職務代理者及び議事録署名人の指名]

●**渋沢会長** それでは、次第でございますように(2)会長職務代理者及び議事録署名人の指名について進めさせていただきますが、条例にありますように会長に事故があるときはお願いするというところでございます。区長会の会長が審議会長ということでございますので、職務代理者には区長会の副の小池廣美さんを指名したいと思いますですが皆さんよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは小池委員さんよろしくお願ひいたします。

続きまして議事録署名人の指名でございますが、これも規則に定められておりました、会議のたびに私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名人については名簿の上のほうから小柳功さんと村上今朝男さんということで議事録署名人をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<異議なし>

それではよろしくお願ひいたします。

[(3)会議の公開について]

●**渋沢会長** 続きまして、(3)会議の公開についてですが、先ほど事務局の方から説明がりましたが、会議については公開するというところで決めさせていただきたいと思いますが。いかがでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

ありがとうございます。全員賛成ということで会議については、今後、「公開」ということでよろしくお願ひいたします。

[(4)議案第1号 牟礼都市計画区域の変更(三水地区拡大)に係る町基本方針]

●**渋沢会長** それでは、本論に入らせていただきます。町長から諮問のございました件でございますが、議案第1号 牟礼都市計画区域の変更(三水地区拡大)に係る町基本方針をについて、事務局より説明をお願いいたします。

[議案説明]

●**和田主幹** 管理計画係の和田でございます。よろしくお願ひいたします。長くなりますので座って説明させていただきます。

まず、議案第1号「牟礼都市計画区域の変更(三水地区拡大)に係る町基本方針」をご覧くださいと思います。朗読をさせていただきます。

〈議案第 1 号朗読〉

本議案につきましては、三水地区の都市計画制度導入の必要性を認め、牟礼都市計画区域の名称変更及び三水地区全域を都市計画区域に編入する方針を決定しました町の基本的な考え方をまとめたものでございます。

本会議におきましてご審議をいただき、その結果をもって、住民の方へ制度導入の説明をさせていただく形となります。

また、都市計画区域の指定については県が決定権者となりますが、都市計画法第十五条の二で「市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる」とする規定に基づきまして、県に区域の名称変更及び三水地区の編入に伴う区域変更の申し出を行うための町の基本方針となるものであります。

それでは、飯綱町における都市計画制度に係る今までの経緯、また、区域編入にともなう制度内容、導入までのスケジュール等につきまして、先にご説明をさせていただきまして、その後で議案についてご審議をお願いしたいというように思います。

[資料 3 説明]

●**和田主幹** はじめに都市計画制度に係る今までの経過等についてご説明したいと思います。

資料 3 をご覧いただきたいと思います。

飯綱町における都市計画の今までの主な経過ということでございますが、昭和 58 年 4 月に「旧牟礼村の国有林を除いた全域を「牟礼都市計画区域」として指定しまして、それより都市計画制度が適用されるようになりました。市街化区域や市街化調整区域といった区域区分の設定や地域地区(用途区域)は定めず、都市計画区域指定のみということで、指定後 31 年を経過しておりますが、5 年ごとに行われる都市計画基礎調査の結果を勘案する中で、途中の区域見直し、区域区分や用途地域の設定等の変更もなく、指定当初形態のまま現在に至っているところでございます。

専門用語が出てまいります用語の解説は資料 5 でご説明したいと思いますのでここではそのままお聞きいただければと思います。

続きまして「平成 15 年度」ですが平成 12 年の都市計画法の改正に伴い、すべての都市計画区域について、都市計画の目標とその実現のため主要な都市計画の決定の方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域マスタープランと呼ばれるものですが、その策定が義務づけられました。これに基づきまして、平成 15 年度、長野県において「牟礼都市計画区域マスタープラン」が策定されまして平成 22 年を目標年次として都市計画の基本的方向が示されております。

この牟礼都市計画区域マスタープランにつきましては、参考資料 2 として申し上げておりますので、後ほどご覧いただければと思いますが、先ほど申し上げました通り目標年次が平成 22 年ということで、すでに見直しの時期にきておりまして、県としましては今回の牟礼都市計画の区域変更の動向を踏まえて区域マスタープランを見直すことで検討しているところです。

続きまして平成 17 年度とございますが、すみません資料の訂正をお願いしたいと思いますが 17 年度ではなく 16 年度に訂正をお願いいたします。

あらためまして16年度でございますが、牟礼村・三水村合併協議会において、合併後の都市計画区域について協議が行われ、結果、旧三水村地域の指定については基礎調査、範囲の決定を合併後行いすみやかに都市計画区域の拡大について検討するとされました。またそういった協議の結果を受けて飯綱町まちづくり計画、新町建設計画においては「主要施策、主要事業の「新規開発行為の抑制」の区分において、具体的な事業例として「新町都市計画区域の設定による開発抑制」が明記されております。

また次の平成18年度においては第1次飯綱町総合計画が策定されまして基本構想基本施策目標「里山環境の保全」という中では都市計画に限ったことではございませんが「新規開発行為の抑制の強化」が謳われているところであります。今の新町建設計画総合計画基本構想につきましては、資料の3頁以降に該当箇所を抜粋したものを付けておりますので、またご確認いただければと思います。

続いて平成22年度でございますが、飯綱町議会9月定例会におきまして、「不均衡な都市計画行政について」ということで、旧村間における都市計画制度、土地利用の不均衡に対して是正をという一般質問がありまして、町長より「将来にわたる土地利用においても、都市計画の指定をすることはよいことと考えており多角的な検討の中で調整していきたい。三水地区の皆さんには制度の趣旨を説明し、ご納得、ご理解をいただけるよう対処して参りたい」と町の方針を答弁しております。

続いて平成23年度におきましては平成24年2月1日に三水地区の区長の皆様、その他区の役員の皆様、農業委員長 飯綱町商工会長等を対象に都市計画区域変更、三水地区の全域編入に係る説明会を開催しまして、都市計画制度や三水地区の都市計画区域編入の概要について説明を行っております。その際特に異論等はなかったということ聞いております。

続きまして平成24年度でございますけども、飯綱町議会9月定例会「駅前周辺整備に係る都市計画区域用途地域の指定について」ということで、都市計画区域の線引きをする考えがあるか議員より質問がありまして、町長より「当面その指定については考えていない。都市計画税の課税は考えていない」ということで答弁をしております。

続きまして、平成25年度、昨年度でございますが町議会3月定例会におきまして「都市計画区域の牟礼地区、三水地区の均衡を急ぐべきではないか」ということで、再度議員さんより質問がありまして、町長より「三水地区を都市計画区域に編入する方向で現在進めている。用途地域は指定する考えはない」ということで答弁をしております。また、25年度については三水地区の「都市計画区域編入にあたり、具体的に動き始めた年でもありまして、三水地区の都市計画区域編入を検討するための基礎資料、データを把握するため三水地区都市計画現況調査、建築基準法によります指定道路の基礎調査を実施しております。

続いて平成26年度ですが、県との事前協議を行う中で、三水地区の都市計画区域編入について具体的に進めていくことを町として決定しまして、本日の都市計画審議会の開催という運びとなったところでございます。

審議会開催以下の内容については、本日の審議会の審議結果を受けて、今後行う予定ということになりますけどもご覧いただければと思います。

また、資料にはございませんが、現在会期中の飯綱町議会9月定例会におきまして平成25年度決算審査結果の報告書が町監査委員から提出されております。その中でも都市計画制度の導入につい

て「旧牟礼地区は都市計画区域であり、旧三水地区は都市計画区域外ですが、住みよく安全な町づくりのために、また町長公約である「一つになる町は強い」実現のためにも合併10年を目前として、一本化が必要と考えます」というご意見をいただいておりますので説明に加えさせていただきます。資料3についての説明は以上でございます。

[資料4説明]

●**和田主幹** 続きまして、資料4をご覧くださいと思います。こちらは平成20年2月に長野県がまとめました「都市計画制度活用指針」の中から都市計画区域の指定についての県の考え方、方針等を抜粋したものでございます。先ほども申し上げましたが、都市計画区域の決定につきましては県が決定権者となりますので、県では都市計画区域の決定、制度の活用についてどのように考えているのか、どのような方針なのか。飯綱町に関係するところで触れておきたいと思います。

要点のみをご説明申し上げますが、はじめに都市計画制度活用の方向性、3の「都市計画区域を指定すべき土地」ということでは、従来の都市計画区域は、ほとんどが整備・開発を目的として指定されてきたが、今後は、都市計画制度の活用とともに環境の保全を目的とする区域指定が主になるものと考えられる。としております。また次の(1)指定により目指すべきもの、としては「美しい自然風景を維持する上で最も重要な地域で、田園・林間居住地を良質な状態で維持するとともに適切な誘導を図る地域を「里」のゾーンとしまして、現在の都市計画区域外において地形上「開発可能な地域」は、まさに「里」のゾーンであり、自然地域及び農村地域も含めた都市計画区域の新規指定・拡大により、自然風景や田園・林間居住地を良質な状態に「保全」し、都市と自然・農山村が共生する都市づくりを目指すべきである。としております。

そういった趣旨を踏まえまして(2)区域指定の観点では「里」の地域については都市計画区域の指定を検討していくことが望ましいとしながらも、各地域における現状や課題を総括した上で、今後優先的に都市計画区域として指定すべき地域を検討し示しております。

まず観点1というところで、一体的なまちづくりという点では市町村合併により、同一市町村において、都市計画区域の内外で、地域住民の不公平感が生じないようにし、新市町として一体的なまちづくりが行える土俵を整えることが必要である。としまして区域指定や拡大の検討を行うことが望ましい地域として飯綱町が挙げられています。

また、観点2、郊外開発の抑制という点では、土地利用規制の緩い市街化調整区域の周辺地域や幹線道路沿いの地域においては、大規模集客施設などの開発圧力がかかりやすい。都市のスプロール化、拡大ということですが、を抑制し、集約型の都市構造を実現するため、無秩序な開発から地域固有の自然環境や生活環境を保全する手段を持つ必要がある。としまして、こちらも飯綱町が挙げられています。

観点3地域景観・文化の保全、観点4開発が予想される地域における予防については、具体的に飯綱町の名前は上がっておりませんが、飯綱町にも当てはまる部分であるように感じるところでございます。

また土地利用特性としましては、市町村別の可住地面積、総面積から林野及び主要湖沼面積を除いた面積の割合が比較的高い、概ね県平均以上ものの都市計画区域が未指定の市町村として、飯綱町、旧三水村があげられています。

このように、県の姿勢としましては、都市計画制度を導入しなさいという指導が特別あるわけはありませんが、飯綱町が優先的に都市計画区域として指定すべき地域であると認識されているということでございまして、今回の三水地区の都市計画区域編入については十分理解されるものでありと町では判断するところであります。資料4につきましては以上でございます。

[資料5説明]

●和田主幹 続きまして、資料5をご覧くださいと思います。

「三水地区への都市計画制度の導入について」ということで、本議案の内容をかみ砕いたものとなります。初めに導入の理由について書いております。読ませていただきますが、

都市計画制度は、幹線道路、生活道路、鉄道、上下水道、公園などの生活上重要な施設や学校、病院などの公共的施設、私たちの住む住宅などの関係を良好に保ち、住みやすい町並みを造っていくことが大きな役割です。

そうした、都市計画制度を実行する範囲を「都市計画区域」といいますが、現在、全国の都市計画区域面積は、全国土面積の約26パーセントに過ぎませんが、人口面では、約94パーセントの人々が都市計画区域内に住んでおり、全国的にはごく一般的な制度になっています。

飯綱町では、現在、国有林を除く牟礼地区全域のみが都市計画区域として指定されており、三水地区は含まれておりません。

このような状況の中、新町として都市計画区域の内外で地域住民の不公平感が生じないように、防災対策や生活道路環境、この中には、緊急車両や福祉車両等の進入の有無や交通安全、除雪対策などもろもろ含んでおりますが、そういったものの改善といった事業について一体的なまちづくりが行える土台を整えることや、無秩序な開発から地域固有の自然環境や生活環境を保全する手段を持つことが必要です。

このことは、合併時の協議においても「合併後、都市計画区域の拡大について検討する」とされ、新町建設計画では主要事業「新規開発行為の抑制」の具体的事業例として「新町都市計画区域の設定による開発抑制」が明記されています。

このようなことから、町では現在の都市計画区域に三水地区全域を含めて拡大し、町全体として新規開発の抑制と新增改築を通じた住みやすい住環境の形成を目指し、下記のとおり「都市計画制度」の導入を進めることとしました。ということでございます。

下にいきまして、導入を考えている制度の内容となりますが、都市計画制度をおこなう範囲である「牟礼都市計画区域」の範囲に三水地区全域を含めて拡大し、「飯綱都市計画区域」として指定したいと考えています。

ただし、その区域の中には、①「市街化区域」、「市街化調整区域」は指定いたしません。②として「用途地域」は指定いたしません。③「都市施設」は計画いたしません。「都市計画税」は徴収いたしません。ということでございます。それぞれの用語の解説でございますけれども資料の10頁をご覧くださいと思います。まず※1でございますが①でっております「市街化区域」とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。また「市街地」とは、人口密度が1ヘクタールあたり40人以上の区域が連なって、3千人以上のまとまりになっている区域をいいますので、飯綱町には存在していません。また「市

「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域のことをいいます。都市計画において、この「市街化区域」、「市街化調整区域」を設定することを「線引き」といい、長野県では、5区域しか指定されていません。ということで、本来この区域区分の指定は県が行うものではございますが、町としては設定しないという方針としております。

続きまして②の用途地域の指定でございますけれども、※2にありますとおり「用途地域」とは、都市の将来像を想定した上で、住居、商業、工業などの用途を適切に配分することで、機能的で良好な都市環境の形成を図るものです。その内容には、住居地域、商業地域、工業地域などがあります。長野県では都市計画区域指定の43市町村中、37市町村で決定されておりますが、飯綱町としては地域指定により新たな規制がかかること、現在の土地利用の状況から必要性が乏しいこと、現行の牟礼都市計画区域においても設定していないこと等から勘案しまして、町としては設定しないという方針としております。

つづきまして③の都市施設の計画でございますが、※3にありますとおり「都市施設」としましては道路・駐車場・公園・緑地等々ございますが、都市計画法で定めるところの施設でございます。当然都市計画の決定を受けて整備する施設となります。都市計画以外でも設置できる施設がほとんどであり、現在の町内の施設の状況や新たな施設の必要性、都市計画事業として実施するための財源等を勘案する中で、町としては計画しないという方針といたしました。

つづいて、④の都市計画税の徴収についてですが、※4にありますとおり「都市計画税」とは、地方税法により、都市計画区域内の土地・建物に市町村が条例で課すことのできる税金です。用途については、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業」の費用にあてると示されていますので、都市計画事業、先ほど説明しましたとおり都市施設の整備は行わないという方針でございますので、町としては徴収しないという方針としております。

資料の表紙に戻っていただき一番下の枠となりますが、今、説明しました内容は、牟礼地域にも共通するものでございますが、簡単にまとめて言いますと、現在の「牟礼都市計画区域」と同様に都市計画区域の指定のみ、最低限の規制導入を考えているということでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、今まで三水地区にはなかった、新たな建築制限がかかるようになります。ということで次の頁になりますが、大きく分けて3つの制限が課せられるようになります。

①としまして、新築並びに10平方メートル、約3坪以上の、増築、改築、移転をする建築物はすべて建築確認申請が必要になります。②としまして、建築基準法の集団規定（道路、建ぺい率、容積率、高さの制限）が適用されるようになります。③としまして、いままで1万平方メートル、約3,000坪以上で必要だった、大規模開発の許可が、3千平方メートル、約900坪以上から必要になります。

ということで、以下についてはそれぞれの内容について、細かく説明が続くわけでございますけれども、大事な部分でもございますので、要点を絞って申し上げたいと思っております。

①の建築確認申請についてですが、いままで個人の住宅建築は、ほとんど建築確認申請は必要ありませんでした。ところが、都市計画区域に指定されますと、新築や10平方メートル（約3坪）を超える増築、改築、移転については、すべて建築確認が必要になります。

都市計画区域内では、家などを建てる前に「建築確認申請」を県知事に提出しなければなりません。

ん。それは設計された建物が、建築基準法の基準に適合しているかを事前に確認してもらうことをいいます。

今までは建築工事届だけで済んだものが、今度は「建築基準法」に基づき、その基準に合っているか、あらかじめ県の建築主事の確認を受けてから工事に着手しなければなりません。また、完成後の検査もあります。次の頁に行きまして、建築確認申請については、工事を請負う工務店、住宅メーカー、建築士などが、手続きを代行しますので、個人的に手間はかかりませんが申請にかかる費用や時間は必要となります。

続いて、敷地に関する制限についての説明ということで、②建築基準法の制限、集団規定でございいますが「集団規定」の範囲は非常に広く、道路、用途地域、建ぺい率、容積率、高さ、防火地域などになりますが、飯綱町の計画では、このうち次の規制がかかります。としまして、まず『道路』に関する（接道義務・道路内における建築制限）、次に『建ぺい率』（敷地に対する建築面積の割合）の制限、『容積率』（敷地に対する延べ床面積の割合）の制限、『高さに関する制限』（日照などを考慮した建物の高さ制限）の大きく分けて4つの規制がかかるようになります。

まず、「道路」に関する制限です。道路制限は主として、「接道義務」と「道路内における建築制限」の2種類に分かれます。「接道」とは、敷地が道路に接していること。「道路内の建築制限」とは、道路内に構造物を造ったりしてはならないということになります。

次の4頁の中段にとびまして接道義務の細かな説明となりますが、接道義務とは、建築物の敷地は、原則として、幅4メートル以上の『道路』に2メートル以上接しなければなりません。また幅4メートル未満の道路に接している場合は、セットバックしなければならなくなります。

5頁の中段以下に飛びますが、規定では、幅員4メートルの道路でないと、建築物の敷地が接しなければならない道路に含まれませんが、現実には4メートル未満の道路など数多く存在しており、これを建築できないとしてしまうと、経済上大きな損失を生み出してしまいます。ということで例外として、幅員4メートル未満の道路でも、建築基準法第3章の規定が適用されるに至った場合については、現に建築物が立ち並んでいるところの道路で、特定行政庁、飯綱町の場合、県となりますが、県で指定した道路は建築物の敷地が接しなければならない道路に含まれるとしました。

この幅員4メートル未満のいわゆる建築基準法による2項道路と呼ばれるものにつきましては、平成25年度に実施しました調査では、今のところ三水地区内で340路線前後になる予定です。

また、2項道路、幅員4メートル未満の道路の中でも、幅1.8メートルに満たない特に狭いものは、あらかじめ県の建築審査会の同意を得て、指定を受けることができるとされており、古い城下町や宿場町などに多く、飯綱町にも多く存在していますが、実際建築基準法による指定を受ける道路としてはない状況でございます。

続いて6頁にいきまして、セットバックについての説明ですが、セットバックとは、一言で言えば、建て替えをするときは境界線より下がって行わなければならないことを意味しています。下の図にありますとおり、道路が、幅4メートルない場合は、道路の中心線から、それぞれ2メートルずつ後退しなければならないということでございます。

2項道路、幅員4メートル未満の道路もいずれは幅員4メートルを確保したいというのが理由でございます。ちなみに、その道路の境界線は、原則として、道路の中心線から2メートル後退した線となります。また、セットバックの例外として、道路の中心線から2メートル未満で、がけ地、

川、線路敷地その他これらに類するものに沿っている場合は、がけ地等の側の境界線から道の側に4メートルの線をその道路の境界線とみなすという特例もございます。

次に7頁にいきまして、「建築物の敷地が道路に接しなければならない幅」でございますが、この幅は原則として2メートル以上でなければなりません。建てることのできる、できない例につきましては、図の通りでございます。

次に8頁に行きまして、「道路内における建築制限」でございますが、原則として、建築物、または敷地を造成するための擁壁は、道路内に、または道路に突き出して建築したり、または築造してはいけません。幅員4メートル未満の2項道路では、セットバック部分が空地になりますが、その空地部分も将来の道路として予約されたという考え方になりますので、この空地には何も造ることはできなくなります。

続いて下に行きまして「容積率・建ぺい率・高さ制限」でございますが、都市計画が定められますと、建ぺい率、容積率、高さの制限が課せられます。

まず、建ぺい率、敷地面積に対する建築面積の割合ですが、用途地域の指定のない区域は、30%から70%までの範囲で定められますが、長野県では概ね60%と定められています。

下の図を見ていただくと分かりますが、土地を100ますとした場合、60ます分、建物を建てられるという形となります。

次に9頁に行きまして容積率、敷地面積に対する、延べ床面積の割合ですが、用途地域の指定のない区域は、50%から400%までの範囲で定められますが、長野県では100ないし200%と定められています。

下の図では容積率100%の例として説明しておりますが、1階2階3階、その他の建物の延べ床面積として100ます分、建てられるという形となります。

次に、高さ制限ということで道路斜線制限でございますけれども、用途地域の指定のない区域は、道路に面する側の屋根の勾配といえますか、建物の立てられる範囲内が略図のとおり1.25、これは角度にしますと約51度、または1.5、約57度に定められます。また図のLの距離は、建ぺい率によって、20・25・30mのいずれかになります。

また、資料から漏れておりまして申し訳ございませんが、高さ制限には、もう一つ「隣地斜線制限」というものもございます。隣の土地との建物の高さ制限になりますが、隣地の境界線を起点として、地面から20mの高さから、こう配が1.25、約51度の斜線を引いた範囲内でしか建物が建てられないこととなります。

これらの建ぺい率、容積率、高さ制限の指定につきましては、三水地区における現在の建物の建ぺい率、容積率、高さ等について調査を行いまして、その結果を基に県と協議を進めて設定していく形となる予定でございます。

調査が終わらないと、何%か現時点でははっきり言えないのですが、調査の結果により設定するということでございます。

つづいて10頁に行きまして、最後となりますが③の大規模開発の許可でございますが、都市計画区域が指定されると3千平方メートル約900坪を超える開発等は、すべて県知事の許可が必要になります。民間の大規模なリゾート開発、商業施設進出、宅地造成などは町の活性化に役立ちますが、しっかりした業者によるしっかりした計画でなければ、逆に悪い影響を招く恐れもあるということ

で、そういった例も見受けられるところですが、今までの法律では、1万平方メートル約3,000坪以上の計画でなければ、申請の義務はありませんでしたが、3千平方メートル、約55メートル四方の計画から申請の対象となりますので、おおよそ駐車場を備えた大型店舗くらいのものがすべて県知事に許可が必要になってくるということになります。

早足ではございましたが、資料5についての説明は以上でございます。

[資料6説明]

●**和田主幹** 続きまして、これで最後になります。A3版一枚ものの資料6飯綱都市計画区域指定スケジュールをご覧いただきたいと思っております。これは、本日現在、原案のとおりお認めいただいた場合を想定してのスケジュールとなっておりますので予めご了承いただきたいと思っておりますが、一番左の欄にそれぞれ関係する機関、町、県、国等の区分がございます。右から左に向かいまして時系列にスケジュールを載せてございます。

現在のところ、一番右にありますとおり、平成28年1月、再来年1月に都市計画決定告示という目標でスケジュールを設定しております。そこに至るまでには、記載のとおりこれだけのことを経るということになります。町、県、国それぞれの協議の時間が読めない部分もございまして予定通りにいかないこともあるということでこちらもご了承の上でということでご覧いただきたいと思っております。

皆様に関係するところでご説明しますと、表の一番上、「住民」という欄をご覧ください。本日の都市計画審議会の審議結果を受けまして、まず、現在会期中の町議会の全員協議会において、議員の皆様にご説明させていただきたいというように考えております。また広報の関係では、ホームページへの掲載と今月末の広報紙におきまして制度導入についての概略的な説明と住民説明会開催のお知らせをしたいと考えております。住民説明会につきましては、三水地区大字単位での開催と、また、希望する組等につきましては、随時お受けをしていきたいというように考えております。いわゆる出前講座的な形で、土日でもこちらから出向いて説明を行っていきたいというように考えております。

次に12月上旬ということでは第2回の都市計画審議会の開催を予定しております。ここでは県のほうで作成します、都市計画案いわゆる都市計画区域マスタープランの素案の内容について審議会のご審議をいただくという内容になるかと思っております。

その審議結果を受けまして、県におきまして区域マスタープラン素案、公聴会原案が作成されまして、飯綱町において原案の閲覧と公聴会が開催されます。その後県の手続きが続きまして、27年の5月に都市計画案が作成されます。この案により6月に県より町のほうに案に対する意見徴収がございまして、この時に第3回目の都市計画審議会を開催させていただきまして、ご審議をいただく予定でございます。資料では2月上旬と記載してありますが6月上旬に修正をお願いします。

その後は県の総合計画審議会、都市計画審議会の議を経まして国との法定協議となりまして28年1月に決定告示という流れとなります。

また、先ほども説明させていただきましたが、建築基準法による建ぺい率、容積率等の指定につきましては、下から2段目の欄になります。これから三水地区の建物について、建ぺい率、容積率等の基準に不適合となる建物の調査を実施しまして、その結果を基に平成27年度より県との協議

を行って 28 年 1 月までには設定できるように進めていく予定でございます。

資料 6 また議案第 1 号の説明につきましては以上でございます。

●**渋沢会長** ただいま事務局から議案、資料について説明がございましたが、牟礼地区の皆様については制度についてご理解されていると思いますが、三水地区のみなさんは意味が分かりましたか。初めて聞く言葉が多いと思います。ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●**土倉委員** ただいまのご説明の中で、三水地区の不適格建物の調査とありましたが、調査項目についてどんな項目があるのか。先ほど建ぺい率や容積率の話がありましたが、例えば接道していない建物があるかないのか、また、44 条 2 項の後退である建物がどの程度あるのか。こういうことをすべて調べるのか。調査項目について教えていただきたいと思いますが。

●**和田主幹** 不適格建物の調査の内容、項目ということですが、土倉委員さんがおっしゃったとおり、建ぺい率と容積率、高さ制限についての不適格の調査を実施する予定です。既存の建物の敷地に対して、建ぺい率でいえばどのくらいの建物がどのくらいあるのか。容積率も敷地にたいして容積が何パーセントの建物がどのくらいあるか、高さ制限についても道路から勾配で 1.5 の斜線を引いた場合、不適格になる建物がどのくらいあるのか、細かく調査するというところで現在考えているところではございます。ただ、詳細については、実際に都市計画を進めていくと決定した後に協議していくということになりますので、今はその考えで調査を進めたいということでございます。

●**土倉委員** そういう建物があるかどうかは分かりませんが、まずは接道しているか、していないか、接道していない建物があると建て替えができなくなってしまうので、そこを第一歩としてやっていただいて、不適格の調査もやったほうがよいのではないかと思います。

●**和田主幹** 説明が足りなくて申し訳ないですが、先ほど説明させていただいたのですが、平成 25 年度に、いわゆる 2 項道路、指定道路の 4 メートル未満の道路がどのくらいあるのか、建物に接道している道路がどのくらいあるのか、接道できない家があるのかという調査を実施しておりまして、そのデータはすでに把握しております。

●**土倉委員** はい。わかりました。

●**渋沢会長** 他に質問ございませんか。質問の内容が分からないということもあるかと思いますが。

●**高野委員** 資料 5 の中の 6 ページの道路の中心から 2 メートル後退するところの図があるのですが、後退線がずれているが、これは何か意味があるのか、印刷ミスなのでしょう。

●**和田主幹** 単純に印刷のずれでございます。申し訳ございません。

●**渋沢会長** 他にどうですか。

●**寺島委員** 都市計画区域の指定について三水地区に広げるということは、議会でも何回か議論されていてそれはいいと思いますが。1点、確認にもなりますが、先ほど土倉委員からもありましたが、三水地区の不適合建物の調査を行っていくわけですね。資料5の2ページに建築確認申請というところがあって、今までは個人の住宅建築の建築確認申請は必要ありませんでしたということですよ。もし不適合建物調査を行った場合に、住宅はあまりないと思いますが、物置や倉庫などで町の固定資産税の課税対象に載っていなかったということもありえると思います。都市計画区域に指定するという事は、一方では課税対象を正確に把握するということが、結果として可能になります。そうした場合、平成27年3月で不適合建物の調査が完了というスケジュールになっていますが、それらが明らかになった段階で、税務課との調整はどうするのかということです。つまり今までは課税客体から漏れていたものが、今回調査する中で、明らかに固定資産税の課税客体であることが明らかになった場合、それをどの時点から課税の対象とするのか。調査が終了した3月からなのか、都市計画区域の決定告示した平成28年1月からになるのか、課税上の問題が発生すると思います。そういうことについて、ひとつは税務課と協議をきちんとすることと、もうひとつ住民説明会の時にそういうことが起こりうると思えばきちんと説明をしておかないと、都市計画区域に指定されるということになったら税金が上がったということがありうることなので、その辺の説明を住民説明会の時にはきちんとやってほしいというように思う。その辺は、どういう準備をしているか。

●**山科課長** 大変有意義なご質問をいただきました。町長を交えて、税務課ともしっかりと協議して、次回までにはご回答できるように考えております。十分ありうる、可能性のあることだと思います。変に解釈されて、都市計画に指定したことで税金を取られたというように一方的に思われてしまうと、違った方面で大変なことになると思いますので、その辺の説明はきちんとさせていただきます。

●**渋沢会長** 漏れていたものを課税するというのは、税務当局から考えれば当然やらなければいけないことですよ。それについては課税するべきものだとすることを明確に言わないと、見つかったから課税対象にするという話では許されないことだと思う。漏れているものは当然課税対象となることを明確に言っておいた方が後々のトラブルにならないのではないですか。

●**山科課長** そのとおりです。言葉足らずですみません。そういうつもりでおりますので、誤解を招かないように説明会ではこちらとしての基本的な考えをしっかりと説明したいと思っております。

●**寺島委員** 渋沢会長が言われたとおりで、課税対象が明確に確定した段階で町としては税の公平性の観点から課税することは町として当然です。そこをきちんと理解してもらうために、できれば住民説明会の時にはそういったケースが考えられるということ資料の中に文字で書いてほしいと思います。口頭だと分かりにくいので、調査によって課税客体として明らかとなった場合は課税するということがありますということ、きちんと説明資料の中を書くことによって説明することが

大事で、誤解がないように反発の出ないように資料作りをきちんとしてほしいと思います。

●**渋沢会長** その点については、事務局で資料作成時点において配慮してください。他にございませんか。

●**宮本委員** 福祉車両が容易に自宅まで行けるということは大事なことで、私の集落の中でも過去に緊急車両が入れない家が2件ありまして、何年かいろいろと協議して土地を分けてもらって道を広くして、救急車が入れるようになったという経過がありました。そのようなことも踏まえてというと、町で都市計画をやるからということではなくて、住民自体が近所に救急車が入れないような家があっては困るから、このような計画が必要であるというようなことを住民説明会の中で説明いただくといいのではないかと思います。

●**渋沢会長** 他にございませんか。

●**村上委員** 住民説明会を大字単位で行うという話ですが、大字単位で行うと全員来るかどうか分かりませんし、できれば細かく組単位でやったほうが人は集まるのではないかと思います。その辺はどうですか。

●**山科課長** 一応、4つの区単位で行う予定でして、その他に、もう少し説明が必要だというご要望があれば、出前講座的なもので、組単位や集落単位ごとに説明会を実施する予定でございます。最初から組単位での説明会は実施する予定はしておりませんが、逆にそのあたりはどのようなものでしょうか。組単位のほうがよろしいということであれば、そのような形でも構わないのですが。

●**村上委員** 大字単位であれば、各組長さんをお願いして集めていただくしかないと思うのですが、それで人が集まるかどうか。細かい説明をして多くの人に納得してもらうには組単位で説明した方がいいと思います。

●**山科課長** スケジュール的な関係もありますので、全部で約30の組があるかと思いますが、全ての組で行えるかどうか厳しいと思いますので、もう少しまとめて開催することが可能かどうか検討させていただきます。

●**渋沢会長** 都市計画の中では、事務局から説明があったとおり、利益もあるが、制限がかかる部分もあります。制限がかかることについては苦情のもとになる。利益に関わるものについては少し先の話になるということで、どうしても目先のことのほうが表に出てくることになりますので、できるだけ、多くの人に理解いただいて、恩恵は先になるのですが、その恩恵を受けるために制限があるということを多くの人に聞いてもらうという機会が必要だと思いますので、今、町が計画しています区ごとの説明のほかに、必要なところについては、各組長さんにその旨をお伝えして、組ごとに必要なところは要望してもらうという体制で臨んでいただくという方向でどうですか。

●村上委員 わかりました。

●渋沢会長 そのような要望があれば、事務局でご検討いただいて、できるだけ都合をつけて開催していただければと思いますがお願いします。

●山科課長 はい、その方向で対応させていただきたいと思います。またその説明会には是非とも組長さん方に出席いただいて、その内容等を聞いた中で、地元の組の会議等で説明が必要かどうかご検討いただければと思います。

●渋沢会長 他にございませんか。

●土倉委員 いたずらに不安をあおってはいけないのですが、後でこんな話は聞いていないということにもなってはいけないと思いますので、図で説明させてください。(黒板を使って図で説明)運用上の話になると思うのですが、道路の関係で、道路が4メートル以上あれば建物を建てるのに問題ないのですが、たまたまここに4メートル以下の細い道があったとして、母屋があって、別に車庫があったとします。これで母屋を建替えようとして建築確認申請を出すと、車庫も道路中心から2メートル後退しなければいけないという状況が発生します。あまり細かく説明するのもどうかとは思いますが、こういう状況が発生する可能性があるということは説明会ではしたほうが後でトラブルにならないでよいのかと思います。

●大川委員 今お聞きしていて、事実こういう家はたくさんあるのですが、牟礼地区が都市計画に指定されたときはどういう対応で移行してきたのでしょうか。

●井澤主査 建築確認を担当しております井澤と申します。現在、牟礼地区は都市計画区域内ですが、長野市などではブロック塀や建物については、その一つの敷地として考えているため、さきほど説明いただいたように撤去しなくてはいけないのですが、牟礼地区については奥の建物を建て替えるとなった場合でも、別の物置等については、改築等がない状況なので、既存のままということになります。長野市等とはそこら辺は違うところです。そこまで規制できるかということがありまして、道路の接道に証する証明は付けないといけないのですが。

●大川委員 牟礼地区は特例を設けているということですか。

●高橋係長 判断はあくまでも県です。私どもは道路管理者として、接道の証明書は出しているということなので、最終的には県の判断ということになります。

●大川委員 現状で今建っている建物は、建て替えなければこのままでいいということですか。

●井澤主査 既存のままであればこのままで結構です。なお、建築基準の判断は、先ほど高橋が申し上げた通り、飯綱町には建築主事がないため、建築確認申請を県へ提出して、県の建築課の判

断となります。

●大川委員 建築とか増築するとき、建築確認を出すときに制限がかかるということですか。

●井澤主査 そのとおりです。

●渋沢会長 個々のケースがあるので一概に言えない部分もあると思います。それぞれの形態については事前に相談いただくというのが大前提になると思います。他にどうでしょうか。今日の町長からの諮問について今日の時点で、よろしいということになると、資料6にもあるように説明会に入っていくことになるのですが、ご不明な点等があればお聞かせいただきたいと思いますが。

●山科課長 よろしいですか。例えば今日ここでお認めいただいて、この事業を進めていくという話になれば地元説明会等で皆様の意見で反対とかという話になった場合においては、これは一切取りやめという形となります。私どもはあくまでもこれをお願いしていく、町の方針として、皆さんの意見を聞いてその部分を変更しますよ、ここは直しますよということではできないということがございます。一体的なまちづくりとして、内容によっては皆さんに不利益を与えるような形に見える部分もありますが、あくまでもこれは逆に利益というように考えてもらいたいのです。これからのまちづくりにとってこういうことが一番大事なのだということをもう一度皆さんに考えていただいて、私どもとしては是非とも一体的なまちづくりとして進めていくのだということでは是非ともご理解をいただいて進めてさせていただければ有難いというように思っております。県としても是非ともこの機会に飯綱町として合併後10年でございますので、ぜひ進めるべきだと意見もいただいておりますのでその辺りを皆さんにご理解をいただきたいというようにお願いを申し上げるところでございます。

●渋沢会長 いかがでしょうか。団体のみなさん、区長さん方いかがでしょうか。

町長から諮問されています区域の変更、飯綱町全体を都市計画区域とするということについて、よろしければ、答申として諮問いただいたことについてよろしいという結論を出すということになります。

●村上委員 先に住民説明会を行うというわけにはいかないのですか。先に住民説明会を開いて皆さんに納得していただいた上で、審議会で了解するという形はどうですか。

●若林委員 出きれば先に住民説明会をやって、その結果で審議会をさせていただければと思います。おそらく赤東区では突き上げがあるかと思いますが。

●渋沢会長 町としては、審議会で決議をいただいたところで、住民説明会を行っていきたいという考えということですが。

●山科課長 条例に基づく審議会でその方向性が認められない限り、住民に対してこのように進め

ていくという方針説明ができないということでございます。

当然、住民説明会でいろんな意見が出て、絶対にダメだという話になれば、県に対しても申請の取り下げの手続きをしていくことにもなりますし、12月の審議会で皆さんに残念ながらというような説明をすることになります。ですから、この審議会で、町としてこういう方向で、三水地域を都市計画エリアに加えて、新たな飯綱都市計画というものを作っていきたいという方針を認めていただき、一歩前に進めて、住民説明会に臨んでいくということでご理解をいただきたいと思っております。

●**小柳委員** 方針としてはそれでいいと思いますが、できれば住民説明会を先に行っていただいたほうがいいような感触はします。けれども、それがダメだという話になりますと、方向としてやっていくことで決めなくては住民説明会ができないということで、ここで決めざるを得ないのではないかと思います。

●**渋沢会長** 寺島委員さんよろしいでしょうか。議会での都市計画を拡大することについての考え方というのはありますか。

●**寺島委員** 合併して10年となりますが、より一層飯綱町の統一的な前進のための施策をすべきではないかという意見を持っています。その中で一般質問や委員会審議で都市計画区域の三水地区拡大については何回も議論しておりますが、議会の皆さんは大体理解されていると思います。異存を唱える方は今までにないので、先ほども言ったように税の公平性とか飯綱町が一体となってということも繰り返し議論されているので、議会最終日の全員協議会でも説明があると思いますので、概ね賛成ということになると思います。

●**渋沢会長** 今、町の方針として町長からの諮問が示されているわけですが、どうでしょうか。住民説明会に入れないとすると、それぞれ所轄のところを一回持ち帰って検討していただいて、もう一度審議会を開くかどうかということもあります。そうすると議会最終日が19日ということなので、そこに間に合うかどうかの話もありますが、もう一度召集していただくということも考えられますけども。

●**塚田委員** 議会の全員協議会では、何か議会で決議するという話ではないので、気にしないでいいです。

●**渋沢会長** それでは、団体長さんどうですかね、それぞれお考えはあるかと思いますが。今日ここで町長の諮問に対して、不安があるということであれば、そのような方法で進めるのか、他の方法があるのか、あるいは今日決めていただいて、それぞれ各住民説明のなかで理解いただくように臨んでいくのか、二つに一つの方法になると思うのですが、どうでしょうか。

●**高野委員** 個人的には、今回の審議会ですけども、町長から諮問されて我々審議委員は審議の結果を答申するという形で、その後、町としてどのようにやっていくのか町で決めていただいて、ス

タートしてくれればいいのかと思ったのですが、その点どうなのでしょう、諮問機関ではないのでしょうか。

●**山科課長** 諮問機関です。

●**高野委員** 諮問されたものを答申して、その後については行政がどういう方向で進めていくのかを決めていけばよいのではないのでしょうか。

●**山科課長** その通りでございますが、おそらく区長さんたちが考えていらっしゃるの、ここでゴーサインを出してしまったら住民の皆様から「何を決めているんだ」というようなことを言われるのはどうか、ということではないかと感じたのですが、あくまでも、これを決めるのは、住民の皆さんからの意見をいただいて決めていくという形となりますので、こういう方向でスタートしたいという内容をこの審議会で決めていただく。こんなのは絶対ダメという話になれば別ですけど、町の方向性として三水地区を都市計画区域に入れていくことは重要で大切なことであるということ、皆さんにご理解をいただけるということであれば、今回ここで決議いただければと考えております。その後、説明会等を行って住民の皆様、私どもの責任においてしっかりご説明させていただくという流れでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●**渋沢会長** いかがでしょうか。今日聞いて、いきなり決めるということに、踏み込めない部分も多少ともあって、不安もあるのだと思いますが、ここに来るまでずっと進めてきていることや合併協議会の中での協議の経過もございまして、やりましょうという前提があつての事業ですので、本来であればもう少し早く着手すべき事業であつたと思ひますが、福祉や道路整備にもつながるといふ観点から進めていくのかどうかということになるかと思ひます。それでは挙手にて諮問に対して賛成かどうかを聞きたいと思ひますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、町長から諮問のありました牟礼都市計画区域の変更に係る町基本方針について、町長の原案どおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員の賛成ということでございますので、この件についてはそのように申し上げたいと思ひます。

それに伴う答えを申し上げるわけですが、この案件についての答えは今日の審議を踏まえて、書かせていただきまして、申し上げたいと思ひます。それについては私と事務局にご一任をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、その内容についてはまた皆様にもお届けしますので、ご理解いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは会議事項についてはこれで閉じさせていただきます。

【7. その他】

●**渋沢会長** それでは続きまして「7. その他」について事務局よりお願いします。

●**和田主幹** 事務局より1点ほどお願いしたいと思います。本日のご審議の結果を受けまして、これより住民説明会のほうに入らせていただくわけですが、早速今月末に発行される広報誌で、制度の概要等とまずは大字単位での説明会ということでお知らせをしていく予定でございます。日程等につきましてはこれから詰めていくところでございますけれども、区長さんのご都合を伺ったり、場所等をどこにするかということもございますので、この後ご協議をいただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、制度の概要等につきましては本日の資料等をホームページでも掲載させていただきたいと思っておりますので、その辺もご了承をいただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

●**渋沢会長** 他に皆さん方で何かございますか。先ほど中ごろに話がございましたように、区以外の組ごとの説明会の開催等については、事前に分かれば結構ですが、後で組長さんから要望等があった場合には、できるだけ早めに事務局に進めていただければと思いますが、各区長さんにはその点よろしくお願いしたいと思います。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、会議を閉じさせていただきたいと思っております。長時間のご審議ありがとうございました。三水地区の皆さんについてはこれから新しい制度ということでいろいろと不安な部分もあると思っておりますが、不安な部分はできるだけ解消いただけるように努めていただきたいと思います。また、これから進めていく中でいろいろなことが想定されますが、ご協力を賜りたいと思っております。今日は慎重審議ありがとうございました。

【8. 閉会】

●**山科課長** 長時間にわたり、ご審議をいただきましてありがとうございました。皆様方からいただきましたご意見は私どもしっかりと受け止めて、これから先に進めていきたいと思っております。本日は有難うございました 〈午後5時20分閉会〉